

# 小田原税務署からのお知らせ

申告期限及び納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)  
個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)

## 確定申告

町役場税務課でも申告書を受け付けます

- 役場1階会議室  
期間：2月16日(月)～3月11日(水)  
(土・日除く)
- 寄地区各会場  
期間：2月9日(月)、10日(火)、12日(木)  
※詳細は2月1日発行の「おしらせ号」  
をご覧ください  
・申告用紙は、1月26日(月)から税務課  
窓口で配布します。  
・事前に添付書類(領収書など)の整理  
や計算をしてきてください。

○確定申告が必要な方  
給与の年収が2000万円を超える方  
・給与以外の所得の合計額が20万円を超える方  
・2カ所以上から給与を受けている方  
・平成26年中の各種所得(事業・不動産・譲  
渡など)の合計額が、所得税の各種控除額  
(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方  
(平成26年中の途中で退職して、年末調整を受  
けていない方 など)

○年金所得者の確定申告手続不要制度による注意  
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、か  
つ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である方  
は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は  
不要となっています。ただし、医療費控除等による所  
得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合などは確  
定申告が必要です。

また、確定申告書の提出が不要であっても、住民税  
(町県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。  
○小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間  
所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の  
確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。  
2月2日(月)～3月16日(月)  
※土・日・祝日を除きます。ただし、2月22日(日)、  
3月1日(日)は開設しません。

受付時間：午前8時30分から(提出：午後5時まで)  
相談時間：午前9時～午後5時  
※会場が混雑している場合には、受け付けを午後5  
時より早く締め切ることがありますので、なるべ  
くお早めにお越しください  
※2月22日(日)、3月1日(日)は、電話による相  
談は行っておりません

## 給与所得者

○確定申告が必要な方

○休日などに申告書を提出する場合  
①休日に申告書を提出する場合は、小田原税務署正  
面脇の「時間外文書収受箱」に投かんしてください。  
②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。  
※控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った  
返信用封筒を同封してください  
小田原税務署  
〒250-8511 小田原市荻窪440番地

## 納税は便利な振替で

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用  
ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額  
等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所  
得税及び贈与税は3月16日(月)、個人事業者の消費  
税及び地方消費税は3月31日(火)までに納付して  
ください。

## 国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書等  
が作成できる「確定申告書等作成コーナー」がありま  
す。このコーナーでは、所得税の確定申告書が作成で  
き、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確定申  
告期間は24時間送信できます)。また、作成した申告  
書等は印刷して、そのまま税務署に提出することがで  
きます。

※e-Taxを利用いただくためには、事前の手続き  
が必要です。詳しくは国税庁ホームページ  
(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください

## 納付額証明書(普通徴収分)

国民健康  
保険税

後期高齢者  
医療保険料

介護  
保険料

平成26年中に納付された国民健康保険税、後期高齢  
者医療保険料と介護保険料について、納付額を記載した  
「納付額証明書」を、1月下旬に納税義務者に郵送します。  
所得税の確定申告、町県民税の申告にご利用ください。  
この「納付額証明書」には、特別徴収分(年金天引き分)  
は含まれていません。年金天引き分については、各年金・  
共済保険者から「源泉徴収票」として郵送されます。

### 【問い合わせ】

町民課 国保年金係  
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎(83)1225  
福祉課 高齢介護係(介護保険料) ☎(83)1226

## 青色申告会による税金セミナー(住宅取得と税金還付(ご案内))

住宅ローンをご利用の方については、確定申告  
により税金の還付を受けられる場合があります。  
平成26年中に新たに住宅ローンを利用してマイホ  
ームを新築・購入(中古住宅を含む)・増改築を  
した場合、一定の要件を満たすことで、住宅借入  
金等特別控除を受けることができます。  
日時：1月17日(土) 午前10時～11時30分  
場所：青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)  
※小田原駅東口から徒歩10分  
申し込み 参加費無料、予約制(先着60名)  
【問い合わせ】  
小田原青色申告会 税金セミナー係 ☎(24)2614

## 税理士による無料申告相談会

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給  
者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象とし  
て、次のとおり申告相談会を開催します。  
日時・場所  
○2月3日(火)、4日(水)  
午前9時30分～正午、午後1時～4時  
小田原市川東タウンセンターマロニエ  
3階マロニエホール  
○2月12日(木)、2月13日(金)  
午前9時30分～正午、午後1時～4時  
南足柄市役所5階大会議室  
※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時  
間前に締め切ります(混雑の状況により早め  
に締め切ることもあります)  
※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある方、  
所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除  
を初めて受けられる方、相談内容が複雑な  
方、税理士に依頼されている方は税務署でご  
相談ください  
【問い合わせ】 小田原税務署 ☎(35)4511

## 所得税・事業税・住民税申告相談会

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税及  
び住民税(町県民税)の申告相談などを行います。  
相談を希望する方は、収入金額、必要経費や  
所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑な  
ど申告に必要なものをお持ちください。  
日時：2月2日(月)  
午前9時30分～正午 午後1時～4時  
場所：町民文化センター展示ホール  
※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時  
間前に締め切ります(混雑の状況により早め  
に締め切ることもあります)  
【問い合わせ】 税務課 町民税係 ☎(83)1224

## 青色申告会による確定申告無料相談会

青色申告会では、所得税や消費税などの確定申告指導会場を開設し、申告指導を無料で行います。

日程 2月1日(日)～3月16日(月) ※土・日・祝日も実施します。  
受付 午前9時～午後4時(土日祝日、最終日3月16日(月)の受付は午後3時まで。)  
場所 青色会館3階大ホール(旧県合同庁舎) 小田原市本町2-3-24 ※小田原駅東口から徒歩10分  
※申告をされる全ての方がご利用いただけます ※会員の申告書はお預かりし、税務署へ提出することもできます  
※税理士による無料相談コーナーもごございます  
※初めて住宅ローン減税の申告をする方や、株や配当、贈与税(現金以  
外)、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却の申告につきましては、税務署にてご相談ください  
【問い合わせ】 小田原青色申告会 ☎(24)2614

申告も納税もe-Taxで!

詳しくは